第 5 章

子ども・子育て支援事業計画に 関する基本的事項

1 子ども・子育て支援事業計画に実施計画の記載が求められている事業

(1)》子どものための教育・保育給付

子どものための教育・保育給付は、対象となる施設・事業の種類によって、「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。本計画では、「施設型給付」や「地域型保育給付」の対象となる提供事業を「幼児期の教育・保育」と呼びます。

① 施設型給付

施設型給付は、市町村の確認を受けた「幼稚園」「認定こども園」「保育所」の施設で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。

施設	施設・事業の概要
幼稚園	3~5歳のこどもを対象とし、幼児教育を行う。標準的な利用時間は1日4時間。
	3~5歳のこどもを対象とし、幼児教育を行うとともに、0~5 歳を対象とし、保育
対ウェビナ国	が必要な子の保育両方を行う。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持つ施設で、教育・保育を一体的に行う。
	定員 20 人以上の施設で、利用時間は 1 日4時間、8 時間、11 時間に分かれる。
保育所	0~5 歳の保護者が仕事などのため保育が必要なこどもを対象とする。
1木月17	定員 20 人以上の施設で、利用時間は 1 日 8 時間と 11 時間に分かれる。

② 地域型保育給付

地域型保育給付は、市町村の確認を受けた「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4つの地域型保育事業で提供される幼児期の教育・保育に対する給付です。地域型保育事業は、主に 0~2 歳の保育が必要なこどもを対象とし、少人数で保育する事業で、利用時間が1日8時間と11時間に分かれます。

事業名	施設・事業の概要
小規模保育事業	定員 6~19 人を対象に、小規模保育施設で保育を提供する事業
家庭的保育事業	定員 5 人以下を対象に、家庭的保育者の自宅等で保育を提供する事業
居宅訪問型保育事業	特別なケアが必要なこどもや、保護者の夜間勤務等に対応し、こどもの居宅
	等で保育を1対1で提供する事業
事業所内保育事業	病院や企業が、主に従業員のこどもを預かるために運営する施設で、その地
争未別的休月争未	域において保育が必要なこどもを併せて預かり、保育を提供する事業

③ 幼児期の教育・保育の認定区分

「幼児期の教育・保育」の利用を希望する場合は、利用者の「認定区分」に応じて利用することとなります。利用者の「認定区分」は、こどもの年齢と保育の必要性の事由の有無により次の3区分となります。



	認定区分	対象者	対象施設·事業
	1号認定	 こどもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園(新制度園)、認
教育	一一一一	ここのが適の成以上で、幼児期の教育を布室	定こども園
教育·保育給付	2号認定	こどもが満3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当し、保	 認定こども園、保育所
育	乙分配化	育を希望	込んこと 0国、休月川
符	3号認定	こどもが満3歳未満で「保育の必要性の事由」に該当し、保	認定こども園、保育所、
	うち心に	育を希望	地域型保育事業
旃	新1号認定	 こどもが満3歳以上で、幼児期の教育を希望	幼稚園(私学助成園)
談			
施設等利用給付	新2号認定	こどもが3歳以上で「保育の必要性の事由」に該当	
用			幼稚園、認定こども園、
衔	新3号認定	こどもが3歳未満で非課税等及び「保育の必要性の事由」	認可外保育施設等
	7710 5000	に該当	

(2)》地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第 59 条各号に該当する以下の 15 事業を指します。

	1日しより。	
	法定事業 (本市事業名)	事業の概要
1	利用者支援事業	妊婦及びその配偶者やこども又はその保護者の身近な地域で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。
2	地域子育て支援拠点事業 (つどいの広場事業、子育て支 援センター運営事業)	公共施設や商業施設等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を 提供する事業です。
3	一時預かり事業 ^{※1}	保護者の不定期の就労、疾病、冠婚葬祭、リフレッシュ等の理由で、主に昼間 に子どもを保育所や幼稚園等で一時的に預かる事業です。
4	乳児家庭全戸訪問事業 (妊産婦·新生児等訪問事業)	生後 4 か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
5	養育支援訪問事業 その他要保護児童等の 支援に資する事業*2	養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する・指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。また、要保護児童対策地域協議会を設置し、適切な保護・支援及び予防のために必要な情報の交換を行うとともに、支援等の内容に関する協議を行っています。
6	子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	乳幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方(依頼会員)、援助を行うことを希望する方(支援会員)、 支援会員と依頼会員の両方に登録した方(両方会員)とが地域の中で助け合いながら子育ての援助活動をする事業です。
7	子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
8	時間外保育事業 (延長保育事業)	保育所の在園児を対象に、保護者の就労日や就労時間、通勤時間等の状況により、標準的な開所時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に、通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。
9	病児保育事業	病気中又は病気の回復期にあるこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、病院に付設された専用の保育室などで看護師・保育士が一時的に預かる事業です。
10	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ事業)	保護者が就労等で昼間に不在となる小学生に対し、授業の終了後に小学校の 余裕教室等を利用して、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成 を図る事業です。
11)	妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
12	産後ケア事業	退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心 して子育てができる支援体制を確保する事業です。
13	乳児等通園支援事業	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、 全ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援 を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時 間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。
4	実費徴収に係る補足給付を行 う事業	世帯所得に応じて、幼児期の教育・保育を受けるための日用品、文房具、行事参加、私学助成幼稚園については副食材料費に係る実費負担の全部又は一部 を助成する事業です。
15	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	幼児期の教育・保育施設へ民間事業者の参入促進に関する調査研究、多様な事業者の能力を活用した幼児期の教育・保育施設などの設置や運営を促進するための事業です。

- ※1 一時預かり事業には、「幼稚園型」と「幼稚園型を除く」の 2 種類があります。
- ※2 事業の正式名称は、「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 教育・保育提供区域について

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業計画に「教育・保育を提供する区域を定め、区域ごとに「必要量の見込み(事業のニーズ量)」、「必要量の確保方策(事業の供給量)」、「実施時期」を記載するよう定めています。

「教育・保育提供体制」とは、子ども・子育て支援事業の整備計画を検討する単位となる地域区分です。地理的な条件、人口、交通事情、既存の教育・保育施設の整備状況、市民の利用状況などを総合的に検討して、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めます。

(2) 教育・保育の提供区域の設定とその考え方

本市は、市街地開発の歴史、人口の推移や年齢構成等の特徴から、「北部」「中部」「南部」の3つの地域で地域特性が異なっています。幼児期の教育・保育事業など、市民が日常的・継続的に利用する事業は、「北部」「中部」「南部」の3区域として設定しました。また、利用頻度がそれほど高くないか、市全体として事業運営を行うことが効果的である事業を1区域として設定しました。放課後健全育成事業(放課後児童クラブ事業)は、利用対象者が基本的に小学校単位であるため、19の市立小学校区としました。



図表 33 地図

図表 34 事業別の教育・保育提供区域と設定の考え方

区域数	区域の定義	区域設定の考え方	対象となる本市事業
1区域	大和市全域	・市民の事業の利用が 一時的か、利用頻度 が低い事業 ・市全域を対象として 事業運営を行うこと が効果的である事 業	①利用者支援事業、②地域子育て支援拠点事業、④妊産婦・新生児等訪問事業、⑤養育支援訪問事業その他要保護児童等の支援に資する事業、⑥ファミリーサポートセンター事業、⑦子育て短期支援事業、⑨病児保育事業、⑪妊婦健康診査、⑫産後ケア事業、⑬乳児等通園支援事業、⑭実費徴収に係る補足給付を行う事業、⑮多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業
3区域	北部、 中部、 南部の 3区域	・幼児期の教育・保育 事業など、市民が日 常的に利用する事 業 ・幼児期の教育・保育 と密接に関連する 事業	○幼児期の教育・保育(幼稚園、認定こども園、保育所、地域型 保育事業)、③一時預かり事業、⑧延長保育事業
19 区域	小学校区域	・事業の利用対象が、 基本的に小学校単 位である事業	⑩放課後児童クラブ事業

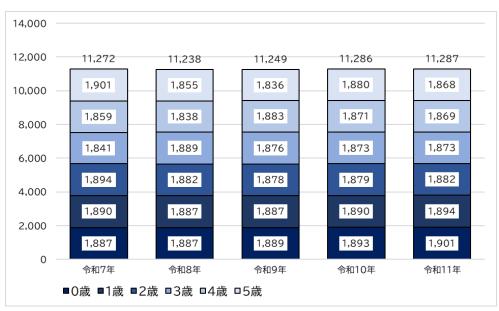
3 量の見込み(目標事業量)の算定に用いる児童人口推計

0~5歳における児童人口の推計については、総合計画で推計している将来人口を採用しま した。また、小学校区別の児童人口推計は、住民基本台帳データに基づき将来推計を行いまし た。

(1)》0~5歳の児童人口推計

① 全市 (年齢別)

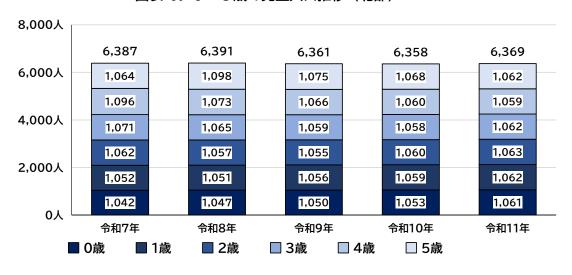
図表 35 0~5歳の児童人口推移(全市)



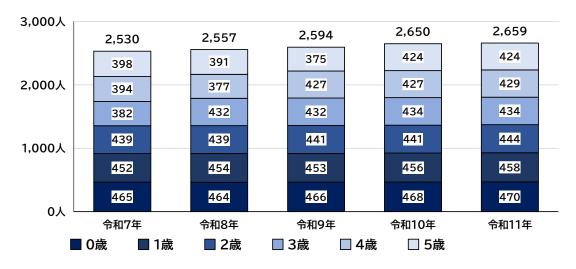
資料:第10次大和市総合計画

② 3区域(年齢別)

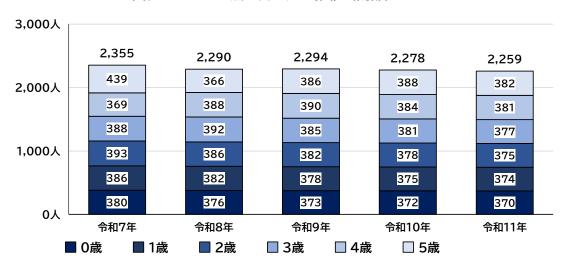
図表 36 0~5歳の児童人口推移(北部)



図表 37 0~5歳の児童人口推移(中部)



図表 38 0~5歳の児童人口推移(南部)

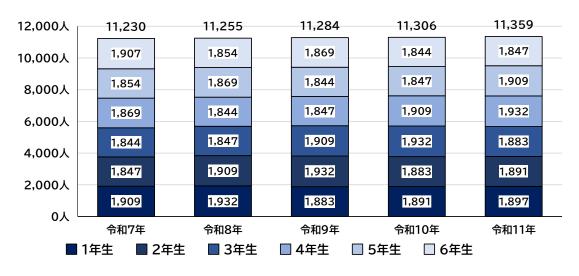


資料:第10次大和市総合計画

(2)》小学生の児童人口推計

① 全市(年齢別)

図表 39 学年別の児童人口推移(全市)



資料:住民基本台帳に基づき作成・推計(各年4月1日現在)

② 19 区域(小学校区域)

図表 40 小学校別の児童人口推移

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
北大和小学校	1,055	1,073	1,066	1,063	1,035
林間小学校	1,061	1,099	1,167	1,217	1,271
大和小学校	756	739	736	735	728
草柳小学校	337	332	325	313	321
深見小学校	513	504	517	521	515
桜丘小学校	437	444	440	429	431
渋谷小学校	606	628	631	607	610
西鶴間小学校	683	666	646	657	636
緑野小学校	840	820	799	763	775
上和田小学校	235	220	206	196	193
柳橋小学校	417	412	391	380	372
南林間小学校	542	524	529	519	504
福田小学校	485	484	496	514	521
大野原小学校	698	677	684	674	666
下福田小学校	516	502	514	530	543
大和東小学校	534	555	550	533	521
文ヶ岡小学校	351	349	351	348	364
中央林間小学校	854	920	931	995	1051
引地台小学校	310	307	305	312	302
計	11,230	11,255	11,284	11,306	11,359

資料:住民基本台帳に基づき作成・推計(各年4月1日現在)

4 幼児期の教育・保育

(1)

幼児期の教育・保育の計画値と実績値の状況

令和5年度末時点における計画の供給量(確保方策)達成率と計画の最終年度(令和6年度) までの目標値に対する進捗状況は次のとおりです。なお、令和6年4月1日時点の待機児童数は0人でした。

認定区分	供給量(確	保方策)計画値(令和	11 5 年度)	 	
添 是[4]	計画値(A) 実績値(B) 達成率(B/		達成率(B/A)	7410 千反日标他(连抄举)	
1号+2号のうち教育利用	3,634人	3,584人	98.6%	3,634人(98.6%)	
2号(保育利用)	2,921人	2,893人	99.0%	2,964人(97.6%)	
3号(0歳)	487人	480人	98.6%	490人(98.0%)	
3号(1~2歳)	2,089人	2,047人	98.0%	2,176人(94.1%)	
合 計	9,131人	9,004人	98.6%		

図表 41 幼児期の教育・保育の計画値と実績値(令和5年度)

(2)

各年度における幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策

国が示すニーズ調査結果の分析手法による幼児期の教育・保育の利用希望を踏まえつつ、計画期間の児童人口推計と直近の保育の利用実績等を基に保育ニーズを推計し、次に3歳から5歳の人口推計値から2号認定にかかる保育ニーズを差し引いた数値を教育ニーズと捉えました。

① 教育ニーズに対する確保方策

市内の私立幼稚園において、教育ニーズを上回る認可定員数となっていることから、ニーズを充足するものと考えられます。今後も、新制度への移行や認定こども園への移行を希望する私立幼稚園に対しては、随時情報提供を行うなど、的確な対応に努めていきます。

② 保育ニーズに対する確保方策

計画期間内である今後 5 年間においては、保育需要は増加し続けることが見込まれるため、保育所や小規模保育施設の整備や既存幼稚園の認定こども園への移行を進めるほか、定員変更などにより入所定員の拡大を図ります。また、市内2か所で運営する送迎ステーションや一時預かり事業などのさまざまな手法を組み合わせながら、可能な限り待機児童が発生しないよう取り組みます。

図表 42 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(全市)

				令和	7年			令和8年						
全市			2	2号	3号				2	:号	3号			
_,		1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	
量の見込み (a)		1,983	862	2,756	446	1,203	1,131	1,912	862	2,809	466	1,223	1,144	
確保方策合計(b)		3,466	2,963	483	1,203	1,131		3,466	3,020	483	1,223	1,144	
特定教育·保育施設 (給付対象)	ጀ		1,551	2,854	389	725	835		1,671	2,911	389	741	852	
確認を受けない幼! (私学助成)	稚園		1,073						953					
特定地域型保育事 (給付対象)					73	213	218				73	213	218	
認可外保育施設 (本市が運営費等の を行っている施	D支援 設)			80	10	30	39			80	10	30	39	
その他の確保方策	*		842	29	11	235	39		842	29	11	239	35	
差引(c=b-a)			621	207	37	0	0		692	211	17	0	0	

			令和	9年					令和 1	0年		
全市		2	2号	3号				2	.号	3号		
	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	1,863	862	2,871	487	1,243	1,161	1,820	862	2,942	508	1,264	1,181
確保方策合計(b)	3	3,466	3,056	487	1,243	1,161		3,466	3,095	508	1,264	1,181
特定教育·保育施設 (給付対象)		1,671	2,947	392	751	863		1,671	2,986	395	766	876
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		953						953				
特定地域型保育事業 (給付対象)				73	213	218				73	222	228
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			80	10	30	39			80	10	30	39
その他の確保方策*		842	29	12	249	41		842	29	30	246	38
差引(c=b-a)		741	185	0	0	0		784	153	0	0	0

				令和 1	1年				
	全市		2	2号	3号				
	<u> </u>	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳		
量	の見込み (a)	1,755	862	2,993	530	1,287	1,202		
確	保方策合計(b)		3,466	3,131	530	1,287	1,202		
	特定教育·保育施設 (給付対象)		1,671	3,022	398	776	887		
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		953						
	特定地域型保育事業 (給付対象)				73	231	238		
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			80	10	30	39		
	その他の確保方策*		842	29	49	250	38		
差	引(c=b-a)		849	138	0	0	0		

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

図表 43 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(北部)

			令和	7年					令和8	3年		
北部	4.0	2	2号 3号				4.5		!号	3号		
	1号	教育利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	1,092	423	1,716	266	700	660	1,061	423	1,753	278	711	668
確保方策合計(b)		1,576	1,812	282	700	642		1,576	1,869	282	711	655
特定教育·保育施設 (給付対象)		577	1,798	246	450	508		697	1,855	246	466	525
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		590						470				
特定地域型保育事業 (給付対象)				27	96	99				27	96	99
認可外保育施設 (本市が運営費等の支持 を行っている施設)	T T		0	0	0	0			0	0	0	0
その他の確保方策*		409	14	9	154	35		409	14	9	149	31
差引(c=b-a)		61	96	16	0	-18		92	116	4	0	-13

			令和	9年			令和 10 年						
北部		2	2号		3号			2	:号	3号			
	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	
量の見込み (a)	1,011	423	1,767	290	725	677	972	423	1,791	302	738	691	
確保方策合計(b)		1,576	1,905	286	725	672		1,576	1,941	302	738	680	
特定教育·保育施設 (給付対象)		697	1,891	249	476	536		697	1,927	252	486	547	
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		470						470					
特定地域型保育事業 (給付対象)				27	96	99				27	96	99	
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	0	0	0			0	0	0	0	
その他の確保方策*		409	14	10	153	37		409	14	23	156	34	
差引(c=b-a)		142	138	-4	0	-5		181	150	0	0	-11	

				令和 1	1年		
	北部		2	2号		3号	
		1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量	の見込み (a)	938	423	1,822	315	751	704
確	保方策合計(b)		1,576	1,977	315	751	691
	特定教育·保育施設 (給付対象)		697	1,963	255	496	558
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		470				
	特定地域型保育事業 (給付対象)				27	96	99
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	0	0	0
	その他の確保方策*		409	14	33	159	34
差	引(c=b-a)		215	155	0	0	-13



図表 44 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(中部)

				令和	7年					令和8	3年		
中部		1号	2	2号		3号		4.0	2	:号	3号		
			教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み(お	a)	434	185	555	102	295	266	435	185	580	107	302	270
確保方策合計((b)		1,037	686	116	295	286		1,037	686	116	302	286
特定教育·保育店 (給付対象)	 色設		539	601	85	168	199		539	601	85	168	199
確認を受けない (私学助成)	幼稚園		318						318				
特定地域型保育 (給付対象)					20	51	51				20	51	51
認可外保育施設 (本市が運営費等 を行っている)	等の支援 施設)			80	9	23	35			80	9	23	35
その他の確保方			180	5	2	53	1		180	5	2	60	1
差引(c=b-a)			418	131	14	0	20		417	106	9	0	16

			令和	9年					令和 1	0年		
中部		2	2号		3号			2	号	3号		
	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	440	185	609	112	306	276	452	185	648	118	312	281
確保方策合計(b)		1,037	686	116	306	286		1,037	686	118	312	296
特定教育·保育施設 (給付対象)		539	601	85	168	199		539	601	85	168	199
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		318						318				
特定地域型保育事業 (給付対象)				20	51	51				20	60	61
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			80	9	23	35			80	9	23	35
その他の確保方策**		180	5	2	64	1		180	5	4	61	1
差引(c=b-a)		412	77	4	0	10		400	38	0	0	15

				令和 1	1年		
	中部		2	2号		3号	
		1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量	の見込み (a)	440	185	662	123	319	287
確	保方策合計(b)	1,03		686	123	319	306
	特定教育·保育施設 (給付対象)		539	601	85	168	199
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		318				
	特定地域型保育事業 (給付対象)				20	69	71
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			80	9	23	35
	その他の確保方策*		180	5	9	59	1
差	引(c=b-a)		412	24	0	0	19

※幼稚園における預かり保育、企業主導型保育事業等

図表 45 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策(南部)

			令和	7年					令和8	3年		
南部		2	2号		3号			2	!号	3号		
	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	457	254	485	78	208	205	416	254	476	81	210	206
確保方策合計(b)		853	465	85	208	203		853	465	85	210	203
特定教育·保育施設 (給付対象)		435	455	58	107	128		435	455	58	107	128
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		165						165				
特定地域型保育事業 (給付対象)				26	66	68				26	66	68
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	1	7	4			0	1	7	4
その他の確保方策*		253	10	0	28	3		253	10	0	30	3
差引(c=b-a)		142	-20	7	0	-2		183	-11	4	0	-3

			令和	9年					令和 1	0年		
南部		2	2号		3号			2	:号	3号		
	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳	1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量の見込み (a)	412	254	495	85	212	208	396	254	503	88	214	209
確保方策合計(b)		853	465	85	212	203		853	468	88	214	205
特定教育·保育施設 (給付対象)		435	455	58	107	128		435	458	58	112	130
確認を受けない幼稚園 (私学助成)		165						165				
特定地域型保育事業 (給付対象)				26	66	68				26	66	68
認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	1	7	4			0	1	7	4
その他の確保方策**		253	10	0	32	3		253	10	3	29	3
差引(c=b-a)		187	-30	0	0	-5		203	-35	0	0	-4

				令和 1	1年		
	南部		2	2号		3号	
		1号	教育 利用	保育 利用	0歳	1歳	2歳
量	の見込み (a)	377	254	509	92	217	211
確	保方策合計(b)		853	468	92	217	205
	特定教育·保育施設 (給付対象)		435	458	58	112	130
	確認を受けない幼稚園 (私学助成)		165				
	特定地域型保育事業 (給付対象)				26	66	68
	認可外保育施設 (本市が運営費等の支援 を行っている施設)			0	1	7	4
	その他の確保方策*		253	10	7	32	3
差	引(c=b-a)		222	-41	0	0	-6

(3)

計画期間における3号認定こどもの保育利用率について

3号認定に該当するこども($0\sim2$ 歳)の計画期間中の保育利用率($0\sim2$ 歳のこども全体に占める3号認定の量の見込み)の目標値は以下のとおりです。

図表 47 3号認定こどもに関する保育利用率の目標値

0~2歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
推計児童人口	5,671	5,656	5,654	5,662	5,677
量の見込み	2,780	2,833	2,891	2,953	3,019
保育利用率 (目標値)	49.0%	50.1%	51.1%	52.2%	53.2%

0 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
推計児童人口	1,887	1,887	1,889	1,893	1,901
量の見込み	446	466	487	508	530
保育利用率 (目標値)	23.6%	24.7%	25.8%	26.8%	27.9%

1歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
推計児童人口	1,890	1,887	1,887	1,890	1,894
量の見込み	1,203	1,223	1,243	1,264	1,287
保育利用率 (目標値)	63.7%	64.8%	65.9%	66.9%	68.0%

2 歳	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
推計児童人口	1,894	1,882	1,878	1,879	1,882
量の見込み	1,131	1,144	1,161	1,181	1,202
保育利用率 (目標値)	59.7%	60.8%	61.8%	62.9%	63.9%

5 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業についても、利用者の現在の利用状況と利用希望を踏まえて、 計画期間の目標事業量を設定します。さらに、目標事業量に対応するよう、各年度における事 業の提供体制の確保の内容と実施時期(確保方策)を定めます。

(1) -1 》 利用者支援事業(こども家庭センター型)

● 事業の概要

妊娠を考えたときから、妊娠・出産・子育て期にわたるまでの相談にかかわるワンストップ相談機能として、「子育て何でも相談・応援センター(こども家庭センター)」を保健福祉センターに設置しています。母子保健と児童福祉の機能を一体的に運営することにより、妊娠を考えたときから、妊娠、出産、子育て期に渡る切れ目のない相談支援や児童虐待への対応などを行います。

● 量の見込みと確保方策

「子育て何でも相談・応援センター(こども家庭センター)」を、子育て相談のワンストップ 拠点として運営します。

※こども家庭センター型:全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健・児童福祉 の両機能が一体的に相談支援を行う機関です。母子保健・児童福祉に係る情報提供、相談 支援を行うとともに、支援が必要な妊産婦、子育て世帯へはサポートプランを策定するな ど効果的な支援を行います。

図表 47 利用者支援事業 (こども家庭センター型) の量の見込みと確保方策

こども家庭 センター型	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み (か所)	1	1	1	1	1
確保方策 (か所)	1	1	1	1	1

(1) -2 》 利用者支援事業(地域子育て相談機関)

● 事業の概要

全ての妊産婦・こどもとその家庭等を対象として、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあり、子育て世帯と継続につながるための工夫を行う相談機関として、令和6年度に施行された改正児童福祉法で、地域子育て相談機関(基本型)が創設されました。

こども家庭センターを補完する機関として概ね中学校区に1か所を目安に設置すること、各家庭が一つ以上の機関を登録できるよう働きかけることが国から示されています。

● 量の見込みと確保方策

本事業は保育所、地域子育て支援拠点事業等での実施が想定されていますが、既存施設での 実施には、職員体制、施設要件、個人情報の管理や市との共有等の課題があります。また、本 市の人口規模では1か所あたりの登録家庭数が過大となることが想定されます。

本市の子育て相談事業については、商業施設・複合施設等を活用した計画的な配置に努めて おり、イベントなど子育て家庭に繋がる工夫ととともに、子育て相談機関ネットワーク会議な どによるこども家庭センターとの連携体制も構築しており、既に市独自で国の想定に近い取組 を行っています。

このため、本計画においては整備計画を計上せず、今後の全国的な取組状況を確認した上で、 中間見直し時に再検討を行います。

(1) -3 》利用者支援事業(特定型)

● 事業の概要

子育で家庭がニーズに合わせて、幼稚園・保育所などの施設や、地域の子育で支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、保育コンシェルジュによる情報の提供や相談・助言などを行います。

● 量の見込みと確保方策

幼児期の教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の円滑な利用に向けて、利用者の身近な場所で実施できるよう、市内5か所(保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」、こどもの城、屋内こども広場)に保育コンシェルジュを配置します。

図表 48 利用者支援事業 (特定型) の量の見込みと確保方策

特定型	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み (か所)	5	5	5	5	5
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

(1) —4 \rightarrow 利用者支援事業(妊婦等包括相談支援事業型)

● 事業の概要

妊婦や配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等(伴走型相談支援)を行う事業です。 妊娠届出の際に面談を実施するほか、妊娠中に電話等で妊婦の心身の状態や産後のサポートの 確認をし、サービス等の情報提供を行います。

● 量の見込みと確保方策

令和7年度の妊娠届出数の見込みや過去の支援実績割合を基に推計しました。 量の見込みと確保方策は同等と見込んでいます。

図表 50 利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業型) の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数	妊娠届出数
	1,728	1,728	1,728	1,728	1,728
量の見込み	1 組当たり面談				
(面談実施回数)	回数 3 回	回数 3 回	回数3回	回数 3 回	回数 3 回
	面談実施合計回	面談実施合計回	面談実施合計回	面談実施合計回	面談実施合計回
	数 5,184				
確保方策 (面談実施回数)	5,184	5,184	5,184	5,184	5,184

(2)

地域子育て支援拠点事業

● 事業の概要

公共施設や商業地域等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、子育て中の親子が気軽に集い、子育てについての不安や悩みの相談、情報を収集することができる場を提供する事業です。主に0~2歳のこどもとその保護者を対象としています。

本市では、子育て支援センター、こども一る(中央林間・鶴間・大和・高座渋谷)の5か所で実施しています。令和5年度は、市内5か所の合計で月に延べ3,213人日の利用がありました。

 令和2年
 令和3年
 令和4年
 令和5年

 利用延べ人数 (人日/月)
 1,330
 2,049
 2,155
 3,213

図表 50 地域子育で支援拠点事業の利用実績の推移

● 量の見込みと確保方策

コロナ禍を経た後、令和5年度における利用者数は量の見込みを超えたことから、親子の居場所の一つとして今後も利用ニーズは一定の水準で推移していくことを見込み、最終年の令和11年度の月当たり利用延べ回数を3,413人日と推計しました。

なお、現在設置している拠点は、駅近郊や商業施設の中など利便性の高い場所に設置していますが、より身近な場所への設置について、今後利用者のニーズ等を勘案しながら、計画の中間見直しを目途に検討していきます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み (人日/月)	3,278	3,311	3,345	3,379	3,413
確保方策(か所)	5	5	5	5	5

図表 51 地域子育て支援拠点事業の量の見込みと確保方策

[※]令和2年度はコロナ禍により休館した期間があります。

(3) -1 > 一時預かり事業(幼稚園型)

● 事業の概要

幼稚園などにおいて教育標準時間の前後や長期休業期間中などに、主に在園児を対象に保護者の用事や就労等により家庭において保育を受けることが困難となった児童を一時的に預かる事業です。

利用実績 (人日/年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全市	75,661	92,128	108,228	118,509
北部	34,424	41,619	48,209	55,086
中部	20,610	26,373	28,690	28,309
南部	20,627	24,136	31,329	35,114

図表 52 一時預かり事業(幼稚園型)の利用実績の推移

● 量の見込みと確保方策

直近の利用実績の伸び率と、今後の利用者数の推移を考慮し、計画最終年である令和 11 年 度の利用延べ回数を 123,188 人日と推計しました。

本事業の利用を通じて、労働時間等の状況によっては、保育施設だけでなく幼稚園も利用できることを知っていただき、選択肢の一つとして検討いただけるよう、引き続き希望する在園児が利用したいときに利用できるような環境作りに努めていきます。

全市		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	123,184	122,573	122,858	123,495	123,188
確保方策(b)	(人日)	123,184	122,573	122,858	123,495	123,188
	(か所)	17	17	17	17	17
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 53 一時預かり事業(幼稚園型)の量の見込みと確保方策(全市)

図表 54 一時預かり事業(幼稚園型)の量の見込みと確保方策(北部)

北部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	59,380	58,556	58,693	58,997	58,850
確保方策(b)	(人日)	59,380	58,556	58,693	58,997	58,850
	(か所)	9	9	9	9	9
差引(c=b	差引(c=b-a)		0	0	0	0

図表 55 一時預かり事業(幼稚園型)の量の見込みと確保方策(中部)

中部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	27,555	27,708	27,772	27,916	27,847
確保方策(b)	(人日)	27,555	27,708	27,772	27,916	27,847
	(か所)	4	4	4	4	4
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 56 一時預かり事業(幼稚園型)の量の見込みと確保方策(南部)

南部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	36,249	36,309	36,393	36,582	36,491
確保方策(b)	(人日)	36,249	36,309	36,393	36,582	36,491
	(か所)	4	4	4	4	4
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

(3) -2 > 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

● 事業の概要

保育所等における一時預かりは、0~5 歳児を対象としています。ご家庭での保育が一時的に困難となった場合や、子育てにおける保護者の負担軽減のために、お子さんをお預かりする事業です。令和5年度末時点で、市内の保育所87園(北部44部、中部25園、南部18園)で実施し、令和5年度の年間利用実績は延べ30,899人日となっています。

図表 57 一時預かり事業(幼稚園型を除く)

利用実績 (人日/年)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
全市	12,969	17,102	27,236	30,899
北部	9,623	11,239	13,057	13,862
中部	3,057	5,593	13,786	16,667
南部	289	270	393	370

● 量の見込みと確保方策

各保育所における一時預かりと大和市子育て支援施設、屋内こども広場での託児事業、市内 2か所で運営する送迎ステーション事業の直近の利用実績を踏まえ、量の見込みを推計してい ます。計画最終年度である令和11年度の利用延べ回数を30,966人日と推計しました。

図表 58 一時預かり事業(幼稚園型を除く)の量の見込みと確保方策(全市)

全市		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	31,026	30,950	30,966	30,981	30,966
確保方策(b)	(人日)	31,026	30,950	30,966	30,981	30,966
	(か所)	93	94	95	97	99
差引(c=b	差引(c=b-a)		0	0	0	0

図表 59 一時預かり事業(幼稚園型を除く)の量の見込みと確保方策(北部)

北部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	14,345	14,277	14,293	14,305	14,292
確保方策(b)	(人日)	14,345	14,277	14,293	14,305	14,292
	(か所)	52	53	54	55	56
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 60 一時預かり事業(幼稚園型を除く)の量の見込みと確保方策(中部)

中部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	16,301	16,301	16,301	16,301	16,301
確保方策(b)	(人日)	16,301	16,301	16,301	16,301	16,301
	(か所)	24	24	24	25	26
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 61 一時預かり事業(幼稚園型を除く)の量の見込みと確保方策(南部)

南部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人日)	380	372	372	375	373
確保方策(b)	(人日)	380	372	372	375	373
	(か所)	17	17	17	17	17
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

(5) 好産婦・新生児等訪問事業

● 事業の概要

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師、保健師等が訪問し、育児環境の確認や乳児と母親、その家族に対する保健指導、育児支援、及び情報提供を行います。また、必要な子育て支援サービスにつなげます。

令和5年度の訪問人数は1,856人で、訪問率は103.98%となっています。

なお、長期に里帰りしている家庭や入院している乳児については、里帰り先の市町村や医療 機関と連携し、状況把握に努めています。

 令和2年
 令和3年
 令和4年
 令和5年

 訪問人数(人)
 1,619 人
 1,750 人
 1,765 人
 1,856 人

 訪問率(%)
 90.70%
 94.95%
 93.24%
 103.98%

図表 63 妊産婦・新生児等訪問事業の利用実績の推移

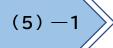
● 量の見込みと確保方策

令和6年度の妊娠届出数の実績から令和7年度の出生数を見込み、令和8年度以降については、0歳児の児童人口推計の年度別の伸び率を乗じて算出し、計画最終年である令和11年度の 訪問人数の見込みを1,719人と推計しました。

出生数は概ね横ばいと見込み、現行体制を維持し、特に育児不安が強い時期に訪問し、支援ができるよう対応します。引き続き、子育て家庭に必要な情報の提供や育児状況の確認を行うとともに、子育て支援が特に必要な家庭の早期把握と継続支援を行います。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年	
量の見込み	(人)	1,706人	1,706人	1,709人	1,712人	1,719 人	
確保方策	実施体制 (人)	市常勤職員(保健師 14 名・管理栄養士 2 名)に加え、助産師等 の非常勤職員を確保し、全戸訪問を行います。					
	実施機関	市直営で実施します。					

図表 64 妊産婦・新生児等訪問事業の量の見込みと確保方策



養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者 による要保護児童等に対する支援に資する事業

● 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対し、心理相談員、保育士等がその居宅を訪問し、養育に対する指導・助言等を行い適切な養育の実施を確保します。令和5年度の訪問延べ人数は1,253人でした。

また、要保護児童対策地域協議会において、関係機関と連携し、こどもの適切な保護・支援 及び予防のために必要な情報共有を行うとともに、支援等の内容に関する会議を令和5年度に は15回開催しました。

(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
要保護児童数	236	188	224	248
要支援児童数	135	124	140	149
訪問延べ人数	1,102	787	1,074	1,253
専門的相談支援	784	528	912	781
育児·家事援助	318	259	162	472

図表 65 要支援児童数と要保護児童数の利用実績の推移

● 量の見込みと確保方策

令和6年度に施行された改正児童福祉法により、従来の養育支援訪問事業は専門的相談支援 に特化し、育児・家事援助については、新たに創設された子育て世帯訪問支援事業に移行する ことになりました。

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な訪問の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、 量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

こども家庭センターでは、要保護児童対策地域協議会の調整機関も担うことから、同協議会 を活用し、関係機関との連携を図り、家庭環境等の把握や各家庭が抱える課題に応じた的確な 支援を実施していきます。

		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	(人)	740	740	740	740	740
確保方策	実施体制 (人)	市の職員(臨床心理士、保育士等)による専門的相談支援を行い ます。				
	実施機関	市で実施します。				

図表 66 要支援児童数と要保護児童数の量の見込みと確保方策

(5) - 2

子育て世帯訪問支援事業

● 事業の概要

家事・育児等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(人) 令和2年 令和3年 令和4年 令和5年 要保護児童数 236 224 248 188 要支援児童数 135 124 140 149 訪問延べ人数 1,102 787 1,074 1,253 専門的相談支援 784 528 912 781 259 育児·家事援助 318 162 472

図表 67 要支援児童数と要保護児童数の推移【再掲】

● 量の見込みと確保方策

令和6年度に施行された改正児童福祉法により、従来、養育支援訪問事業として実施してき た育児・家事援助が本事業に移行されました。

要保護及び要支援児童等への訪問は個別の実情に応じたものであり、必要な支援の頻度はその事情により大きく差異が生じます。このため、今後の増減を見込むことが困難なことから、 量の見込みは過去3か年の実績に基づく平均値としました。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(述べ人数) (a) (人)	298	298	298	298	298
確保方策(述べ人数) (b) (人)	298	298	298	298	298
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 68 子育て世帯訪問支援事業の量の見込みと確保方策

(5) - 3

児童育成支援拠点事業

● 事業の概要

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない主に学齢期の児童に対して居場所を 提供し、児童や家庭が抱える課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談 支援、食事の提供等を行うなど個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、 虐待の防止や児童の健全な育成を図る事業です。

● 量の見込みと確保方策

要保護児童等を対象とした居場所の事業であり、高い専門性を持った職員配置や幅広い事業内容を実施できる拠点の整備など、施設・担い手の確保が課題となります。

計画策定時点で事業の実施が見込めないことから、計画値は計上せず、今後の全国的な取組 状況を確認した上で、中間見直し時に再検討を行います。

(5) - 4

親子関係形成支援事業

● 事業の概要

要支援児童、要保護児童及びその保護者のほか、乳幼児健康診査や関係機関からの情報提供などにより市が支援を必要と認める児童及びその保護者を対象に、親子間の適切な関係性の構築のための支援を行う事業で、令和6年度に施行された改正児童福祉法で創設されました。

子育てに悩みや不安を抱える保護者に、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の 知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等を行うとともに、同じ悩みや不安 を抱える保護者がお互いに相談や情報交換をできる場を設けます。

● 量の見込みと確保方策

令和元年度まで実施していた虐待予防教室と同様の事業となることから、同事業の3か年の 実績に基づく平均値を量の見込みとしました。

令和 10 令和7年 令和8年 令和9年 令和 11 年 年 量の見込み(実人数) (a) (人) 18 18 18 18 18 (人) 確保方策(実人数)(b) 18 18 18 18 18 0 0 差引(c=b-a) 0 0 0

図表 69 親子関係形成支援事業の量の見込みと確保方策

(6) ファミリーサポートセンター事業

● 事業の概要

幼児から小学生の子育て中の保護者のうち、こどもの預かり等の援助を受けることを希望する方(依頼会員)、援助を行うことを希望する方(支援会員)、支援会員と依頼会員の両方に登録した方(両方会員)とが互いに助け合う活動です。市は活動に関する連絡、調整を行います。依頼会員の対象者は、生後 0 日から小学校 6 年生までのこどもの保護者です。

令和6年3 月末時点で、支援会員130 人、依頼会員2801 人、両方会員15 人が会員登録し、令和5年度は年間で延べ8,155人日の利用がありました。

 令和2年
 令和3年
 令和4年
 令和5年

 利用延べ人数 (人日/年)
 10,025
 10,661
 9,693
 8,155

図表 70 ファミリーサポートセンター事業の利用実績の推移

● 量の見込みと確保方策

幼稚園や保育所等の一時預かりなどの預かりサービスの充実や男性の育児休業取得の増加、働き方改革の浸透など社会環境の変化などにより本事業の利用実績は減少傾向となっています。一方で、依頼会員数は増加を続けていること、令和5年度の下半期以降、利用件数に下げ止まりの傾向が見られることから、今後の量の見込みについては令和5年度下半期実績を基準として推計しました。

支援会員が依頼会員に比べ少ないことから、支援会員を増やすため、ホームページやチラシ 等による広報活動、地域の会員数の拡大に向け周知を行います。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人日)	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
確保方策(b)(人日)	9,132	9,132	9,132	9,132	9,132
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 71 ファミリーサポートセンター事業の量の見込みと確保方策

(7)

子育て短期支援事業

● 事業の概要

保護者の疾病や冠婚葬祭、レスパイトなどの理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となったこどもについて、市内の施設に入所させ必要な保護を行う事業です。令和7年度以降の事業実施に向けて取り組みを進めます。

● 量の見込みと確保方策

本市での実績がないことから、県内他市の実績を参考に量の見込みを推計しました。

令和7年 令和8年 令和9年 令和 10 年 令和 11 年 量の見込み(a) (人日) 182 182 182 182 182 確保方策(b) (人日) 182 182 182 182 182 差引(c=b-a) 0 0 0 0 0

図表 72 子育て短期支援事業の量の見込みと確保方策

(8) 延長保育事業

● 事業の概要

保護者の就労形態の多様化、長時間の勤務などにより、標準的な保育時間を超えて保育の利用が必要な世帯を対象に通常の利用時間を超えて保育を行う事業です。

令和 5 年度末時点で、北部 47 園、中部 26 園、南部 20 園の保育所等で実施しています。働き方改革による勤務時間の短縮やリモートワークの導入により、施設の新設に伴う利用増を除くと延長保育事業の利用実績は概ね横ばいの傾向にあり、令和 5 年度の利用者数は 2,255 人となっています。

凶衣 /3 1 7	凶衣 /3 休月別にのける延女休月争未の利用夫視の推修									
利用実績(人)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年						
全市	2,177	2,400	2,045	2,255						
北部	1,201	1,264	1,141	1,304						
中部	720	752	602	657						
南部	256	384	302	294						

図表 73 保育所における延長保育事業の利用実績の推移

● 量の見込みと確保方策

量の見込みは、年間利用者数の実績と今後の利用者数の推移を考慮し、計画最終年である令和 11 年度の利用人数を 2,513 人と推計しました。

延長保育を実施している保育所等の在園児童については、すべての世帯が保護者の就労時間等の要件に合わせて必要な延長保育を受けることができる状況にあり、今後も同様に継続される見込みです。

計画中の取り組みとして、新たに開設する施設についても、必要とされる延長時間の確保を 促し、延長保育を必要とする世帯が円滑に利用できるよう必要な支援に努めます

図表 74 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(全市)

全市		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	2,348	2,408	2,440	2,474	2,513
確保方策(b)	(人数)	2,348	2,408	2,440	2,474	2,513
	(か所)	97	98	99	101	103
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

図表 75 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(北部)

北部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	1,375	1,435	1,467	1,483	1,506
確保方策(b)	(人数)	1,375	1,435	1,467	1,483	1,506
	(か所)	55	56	57	58	59
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

図表 76 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(中部)

中部	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	672	672	672	690	706
確保方策(b) (人数)	672	672	672	690	706
(か所)	23	23	23	24	25
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 77 保育所における延長保育事業の量の見込みと確保方策(南部)

南部		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	301	301	301	301	301
確保方策(b)	(人数)	301	301	301	301	301
	(か所)	19	19	19	19	19
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

(9) 参病児保育事業

● 事業の概要

病児・病後児対応型は、病気中又は病気の回復期にあり集団生活が難しいこどもを、保護者が家庭で保育できない場合に、専用の保育室などで看護師及び保育士が預かる事業です。市内2か所で実施する予定です。

令和5年度からは県央5市1町1村(大和市、厚木市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、 清川村)で病児保育施設の相互利用ができるようになりました。

や和2年や和3年や和4年や和5年利用延べ人数 (人日/年)4101,1371,4232,573

図表 78 病児保育事業の利用実績の推移

● 量の見込みと確保方策

病児保育事業に係る利用実績の推移をもとに、病児保育事業の量の見込みを推計しました。 計画最終年である令和 11 年度の利用人数を 2,531 人と推計しました。地域や時期による必要 量の違いを見極めつつ、必要になったときに利用できるよう、ホームページ等の広報媒体や利 用者支援事業を通じて、周知を図っていきます。

図表 79 病児保育事業の量の見込みと確保方策

	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み (a) (人日/年)	2,598	2,578	2,561	2,545	2,531
確保方策(b) (人日/年)	2,598	2,578	2,561	2,545	2,531
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

(10)

放課後児童クラブ事業

● 事業の概要

保護者が就労や疾病等により放課後等に家庭において健全な育成を受けられない児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。令和6年度末時点で、27か所(公営17か所、民営委託2か所、民営補助8か所)で実施しており、令和6年5月1日現在の入会児童数は、民営クラブも含めて2,335人です。

図表 80 放課後児童クラブ事業の利用実績の推移

入会児童数	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
全市	1,983	1,929	2,060	2,174	2,335
北大和	269	240	227	244	247
林間	170	184	190	217	235
大和	138	119	132	124	113
草柳	61	64	61	54	60
深見	76	81	87	82	89
桜丘	73	62	65	65	75
渋谷	110	101	108	116	122
西鶴間	121	136	147	158	177
緑野	168	169	208	202	210
上和田	43	34	45	38	39
柳橋	94	80	85	92	92
南林間	122	124	131	135	155
福田	60	55	48	59	87
大野原	126	101	109	118	126
下福田	83	74	63	84	99
大和東	75	67	89	106	99
文ヶ岡	60	64	74	66	66
中央林間	92	124	138	148	175
引地台	42	50	53	66	69

● 量の見込みと確保方策

放課後児童クラブ事業の量の見込みについては、国における放課後児童対策パッケージで示す算出等の考え方を参考にしながら算出しました。各年度の放課後児童クラブの小学校1年生の利用者は、過去における入会割合等を勘案するととともに、小学校2年生以上の利用者については、学年ごとの利用率の増加状況や、小学校1年生から逓減する割合等の実績も考慮し、さらに現在市内で建設中のマンション等も反映した教育委員会の児童推計も踏まえ、量の見込みを推計しました。

共働き世帯の増加や子育て世帯の転入などにより、今後も入会を希望する児童の増加が見込まれることから、引き続き児童の居室の確保が必要であると考えられます。学校における余裕教室や放課後の特別教室の借用など、教育委員会をはじめとする関係機関等との連携、調整を密にするほか、民営児童クラブの誘致等による民間活力の活用も視野に入れながら、入会を希望する児童の受け入れが可能となるよう努めます。

また、児童が充実した放課後の時間を過ごすことができるよう、引き続き放課後子ども教室 や放課後寺子屋やまととの連携を図ります。

〇全市

図表 81 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(全市)

全市		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	2,403	2,431	2,425	2,430	2,442
	1 年生	746	761	753	764	771
	2 年生	684	652	668	663	671
	3 年生	520	533	506	516	514
	4 年生	286	305	308	295	303
	5 年生	140	143	157	154	147
	6 年生	27	37	33	38	36
確保方策(b)	(人数)	2,403	2,431	2,425	2,430	2,442
	(か所)	28	28	28	28	28
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

○小学校別

図表 82 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(北大和)

北大和	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	249	257	249	243	242
確保方策(b)(人数)	249	257	249	243	242
(か所)	4	4	4	4	4
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 83 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(林間)

林間		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	256	275	293	305	314
確保方策(b)	(人数)	256	275	293	305	314
	(か所)	3	3	3	3	3
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

図表 84 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大和)

大和	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	112	110	104	105	103
確保方策(b)(人数)	112	110	104	105	103
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 85 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(草柳)

草柳	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	60	65	66	63	60
確保方策(b)(人数)	60	65	66	63	60
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 86 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(深見)

深見	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	95	87	87	83	78
確保方策(b)(人数)	95	87	87	83	78
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 87 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(桜丘)

桜丘		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人	数)	76	78	73	72	72
確保方策(b)(人	数)	76	78	73	72	72
(か)	斩)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 88 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(渋谷)

渋谷	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	118	126	124	119	119
確保方策(b) (人数)	118	126	124	119	119
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 89 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(西鶴間)

西鶴間		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	184	184	182	197	191
確保方策(b)	(人数)	184	184	182	197	191
	(か所)	2	2	2	2	2
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 90 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(緑野)

緑野		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	208	201	193	182	192
確保方策(b)	(人数)	208	201	193	182	192
	(か所)	2	2	2	2	2
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

図表 91 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(上和田)

上和田		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	38	31	30	26	27
確保方策(b)	(人数)	38	31	30	26	27
	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 92 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(柳橋)

柳橋		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	94	96	95	93	88
確保方策(b)	(人数)	94	96	95	93	88
	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

図表 93 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(南林間)

南林間		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	153	146	150	140	134
確保方策(b)	(人数)	153	146	150	140	134
	(か所)	2	2	2	2	2
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 94 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(福田)

福田	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	102	106	112	121	128
確保方策(b)(人数)	102	106	112	121	128
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 95 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大野原)

大野原		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	130	133	132	132	129
確保方策(b)	(人数)	130	133	132	132	129
	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)		0	0	0	0	0

図表 96 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(下福田)

下福田		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	107	109	114	117	121
確保方策(b)	(人数)	107	109	114	117	121
	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

図表 97 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(大和東)

大和東	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	107	111	100	97	93
確保方策(b)(人数)	107	111	100	97	93
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 98 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(文ヶ岡)

文ヶ岡	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	68	67	72	71	75
確保方策(b)(人数)	68	67	72	71	75
(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 99 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(中央林間)

中央林間	令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)(人数)	176	182	184	196	207
確保方策(b) (人数)	176	182	184	196	207
(か所)	2	2	2	2	2
差引(c=b-a)	0	0	0	0	0

図表 100 放課後児童クラブ事業の量の見込みと確保方策(引地台)

引地台		令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み(a)	(人数)	70	67	65	68	69
確保方策(b)	(人数)	70	67	65	68	69
	(か所)	1	1	1	1	1
差引(c=b	-a)	0	0	0	0	0

(11)

妊婦健康診査

● 事業の概要

妊婦の健康の保持増進を図るため、妊娠中に行われる医療機関や助産院での健康診査に対する費用の一部を公費助成するものです。

市では 14 回までの公費助成を行い、令和 7 年度から 1 人あたりの助成額を 83,000 円に増額しました(多胎妊娠については、1 人あたりの助成額を 17 回分、総額 95,000 円)。

令和5年度は2,015人を対象に、21,045回の妊婦健康診査の公費助成を行いました。

また、平成 27 年度からは、妊娠中の歯と口腔の健康増進を目的に、妊娠中に歯科検診を公費で受診できる妊婦歯科検診を開始しました。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
受診者数(人数)	1,864	2,131	2,017	2,015
延べ回数(回数)	21,532	22,591	22,367	21,045

図表 101 妊婦健康診査の利用実績の推移

● 量の見込みと確保方策

令和6年度の妊娠届出数の実績から令和7年度の受診者数を算出し、令和8年度以降については、計画期間の人口推計の伸び率に基づき推計しました。健診延べ回数については、過去3年間の対象者1人あたりの平均公費助成回数(10.7回)から量の見込みを推計しました。

妊娠中に定期健診を受けることにより、安心・安全な出産ができる体制を確保するため、標準的な妊婦健康診査回数である14回分の健診費用の一部を助成します。妊婦が健康診査を通じて健康づくりへの意識を高め、生まれてくるこどもの健康増進につながるよう、引き続き、親子(母子)健康手帳交付時の啓発や医療機関等の協力により、受診率の維持・向上を図っていきます。

						•	
			令和7年	令和8年	令和9年	令和 10 年	令和 11 年
	量の見込み	(人数)	1,896	1,894	1,892	1,890	1,888
	(健	診延べ回数)	20,287	20,265	20,244	19,656	20,201
	確保方策	実施場所	妊婦健康診査が可能な産婦人科を標榜している医療機関・助産院				幾関·助産院
	・市が審査支払事務を委託している神奈川県産科婦人科医会 介して健診費用の支払が可能な医療機関 ・直接委託契約している助産院 ・その他の医療機関や助産院は受診者からの還付申請で対応						
		検査項目	・国が示す標準的な妊婦健康診査項目に準ずる ・市が定める健康診査の内容				
実施時期・妊婦健康診査費用補助券交付日から出産の日まで							

図表 102 妊婦健康診査の量の見込みと確保方策

(12) 産後ケア事業

● 事業の概要

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するものです。

市では、産科医療機関等で通所型・宿泊型、助産院で訪問型を実施しています。

● 量の見込みと確保方策

令和7年度の出生見込みと利用実績データをもとに求めた産婦数、平均利用日数から量の見込みを推計しました。

量の見込みと確保方策は同等と見込んでいます。

令和7年 令和8年 令和9年 令和 10 年 令和 11 年 量の見込み 1,830 1,830 1,830 1,830 1,830 (延べ人数) 確保方策 1,830 1,830 1,830 1,830 1,830 (延べ人数)

図表 103 産後ケア事業の量の見込みと確保方策

(13)

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

● 事業の概要

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付制度です。令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく地域・子育て支援事業として制度化され、令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付制度として全国の自治体において実施することになっています。

● 量の見込みと確保方策

国の手引きにおける基本的な算出式を基に想定される最大限の量の見込みを推計しています。なお、令和7年度については、事業実施の予定がないことから量の見込み等を算出していません。

図表 104 乳児等通園支援事業の量の見込みと確保方策

		令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和 11 年
0 歳児	量の見込み (延べ人数)	_	81	80	79	78
U成汽	確保方策 (延べ人数)	_	81	80	79	78
1 歳児	量の見込み (延べ人数)	_	38	37	36	35
Ⅰ 赤久ソモ	確保方策 (延べ人数)	_	38	37	36	35
2 歳児	量の見込み (延べ人数)	_	42	41	40	39
∠ 成ゾ	確保方策 (延べ人数)	_	42	41	40	39

(14)

実費徴収に係る補足給付を行う事業

● 事業の概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき 日用品、文房具、また私学助成幼稚園については副食材費、その他の教育・保育に必要な物品 の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の助成を行います。

(15)

多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

● 事業の概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進します。

6 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供 及び 当該教育・保育の推進に関する確保の内容

子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、すべてのこどもの健やかな成長を保障してい くため、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供することが重要とされています。

そこで、本市では、子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・ 保育の推進の推進に関する体制の確保の内容として、次のように取り組んでいきます。

(1) 認定こども園の普及に係る基本的考え方

幼稚園と保育所の良さを合わせ持つ認定こども園は、保護者の就労状況の変化にも対応しやすいことから、保護者から高い関心を寄せられており、待機児童の解消にも有効な施策であると捉えています。そのため既存施設には、移行に向けて必要となる情報提供を行うとともに、施設設置者の意向や待機児童の状況及び保護者のニーズ等を踏まえながら、認定こども園への移行について適宜働きかけていきます。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する事項

現在、市内の認可保育所及び私設保育施設の保育士を対象に研修会を年4回開催していることから、今後は幼稚園教諭と保育士の共通テーマを設定することで、幼稚園教諭も参加しやすい研修会を検討していきます。

(3)

質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、 提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に対しては、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とし、こどもの視点に立ち、子どもの権利と発達を保障し、 良質かつ適切な内容及び水準で子ども・子育て支援を提供する役割を求めていきます。

また、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が 高いこどもやその家族に対し、身近な地域において、子ども・子育て支援法に基づく給付その 他の支援を可能な限り講じていきます。

さらに、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容に則り、各施設が適切な教育・保育を提供するよう、県と連携して必要な助言や支援行うことで、質の高い教育・保育の確保に努めていきます。

(4)

地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策

教育・保育施設の設置者に対して、情報交換会等を開催することで、連携を図りやすい体制 を構築していきます。

現在実施している幼保小連携連絡会を通じて、今後もこどもに対する情報の共有を図るとともに、小学校教諭、幼稚園教諭及び保育士が相互に施設を訪問できるような体制を構築していきます。また、保育所に通園しているこどもが、円滑に児童クラブを利用できるよう、施設の事前見学の実施や、必要に応じて保育士と児童クラブ支援員との情報共有、こどもの生育情報の伝達等を行うことで、継続した支援を実施していきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑実施の確保の内容

公正かつ適正な支給を確保するとともに、保護者の経済的負担の軽減や利便の増進を図るため、施設や事業者等による法定代理受領(現物給付)を進めることで、保護者が希望する幅広い幼児教育・保育の機会を確保します。

また、特定子ども・子育て支援施設としての確認と公示を行うとともに、県と連携を図りながら指導監督と監査を実施するなど、子育てのための施設等利用給付の円滑な実施に向けて取り組んでいきます。

8 その他の事項

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

●1・2歳の保育定員の増加

保護者が産後の休業や育児休業後の希望する時期に、保育所をはじめとする幼児期の教育・保育施設等を利用することができるよう特定教育・保育施設等の計画的な整備に取組ます。

●利用者支援事業における相談体制の充実

保護者に対して特定教育・保育施設等に係る相談や情報提供を十分に行うために、保健福祉センター、子育て支援センター、子育て支援施設「きらきらぼし」、こどもの城、屋内こども広場で、気軽に相談が行えるような環境を整備していきます。

●市ホームページによる情報提供の充実市ホームページの充実や子育て情報誌の発行により情報提供の充実に努めます。



子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する 都道府県が行う施策との連携

① 児童虐待防止対策の充実

●子どもの権利擁護

子育て何でも相談・応援センター(こども家庭センター)や乳幼児健診、地域子育て支援拠点、保育所、学校等を活用して体罰によらない子育て等の普及啓発を行います。ネグレクトの防止についても親子(母子)健康手帳の交付や乳幼児健診の機会などを活用し周知します。

●児童虐待の発生予防・早期発見

親子(母子)健康手帳の交付の際に保健師が全ての妊婦と面談を行い妊娠期から伴走型の 支援を行います。また、産後の初期段階の母子への支援、各種健診や乳児家庭への全戸訪問 等の実施、健診未受診者、未就園・不就学のこどもへの定期的な安全確認などを通して、妊 娠、出産及び育児において養育上支援を必要とするこどもや家庭を早期に把握します。 支援を要する妊婦、児童を発見した際に、関係機関と市が効果的に情報の提供及び共有を 行うための連携体制の強化を図ります。また、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪 問事業や子育て世帯訪問支援事業などの適切な支援につなげます。

●児童虐待発生時の迅速・的確な対応

児童虐待のリスクのある家庭を把握した際には、こどもの安全の確保を最優先として、こ ども家庭センターにおいて迅速かつ的確な初期対応を行うとともに、専門的な相談や継続的 なソーシャルワークにより適切な支援を行います。

●関係機関との連携強化

要保護児童対策地域協議会が中心となり地域の関係機関と連携し、こどもに関する情報や 対応方針の共有を図ります。また、定期的に児童相談所の職員と情報交換を行うことで、県 と連携して虐待対策に取り組みます。

転居ケース等における市町村間の転居情報の共有や引継ぎ、児童相談所との情報共有を密に行います。一時保護等の実施が必要と判断した場合など、児童相談所の専門性や権限を要する場合には、児童相談所への事案送致や必要な助言を求めます。

●職員の人材確保・資質向上

要保護児童対策地域協議会の調整機関及びこども家庭センターにおいては、専門的な知識 や技術を有する職員の計画的な人材確保に努めるとともに、県が実施する講習会等への参加 を通じて資質向上を図ります。

●県の実施する社会的養護施設との連携

県が実施する里親の募集や支援の事業について、市の広報誌への掲載や啓発活動等による 連携を図ります。

② ひとり親家庭の自立支援の推進

●県が実施するひとり親家庭の自立支援施策との連携

県が所管する「母子・父子・寡婦福祉資金」について、市の広報誌で周知するとともに、 母子・父子自立支援員が相談窓口において丁寧に制度内容を説明し、ひとり親家庭の生活支 援及び子どもの福祉向上を促進します。

●母子・父子自立支援員の資質向上

県が実施する母子・父子自立支援員を対象とした講習会等に参加することで、相談員の資質向上に努めます。

③ 障がい児施策の充実等

●早期発見と早期支援に向けた取組

健康診査は、障がいの原因となる疾病等を早期に発見し、早期の対応につなげる重要な機会です。妊婦や乳幼児に対する健康診査を推進するとともに、受診率の向上に努めます。さらに、市の専門スタッフによる保育所等への巡回相談を通して、発達障がい児の早期支援に努めます。

●年齢や障がいの特性等に応じた専門的な療育の提供

障がい児等特別な支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活ができるよう、県との連携による自立支援医療(育成医療)給付のほか、市の専門スタッフや児童福祉法に基づく障害児通所給付により、年齢や障がい等に応じた専門的な療育の提供に努めます。

児童相談所、総合療育相談センター、発達障害支援センターなど、県の機関と連携を取りつつ、児童発達支援センターでの地域支援・専門的支援などを通して、保育所、放課後児童クラブ、小学校、特別支援学校等の育ちの場において関係者が連携・協力しながら地域社会への参加およびインクルージョンを推進することを目指していきます。

医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障がい福祉・保育・教育などの 関係機関が連携を図るための協議を進めるとともに、関係機関の支援を調整するコーディネ ーターを配置します。

●教育・保育施設を利用しやすい環境づくり

市児童発達支援センターの専門スタッフにより、特別な支援が必要なこどもが集団生活に 適応するための専門的な支援を行います。また、幼稚園、認定こども園、保育所及び地域型 保育事業並びに放課後児童クラブを運営する者に対して、障がい児等特別な支援が必要なこ どもの受入れについて働きかけます。

●共生社会の形成に向けた取組

共生社会とは、障がいの有無に関わらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会です。発達の遅れや心配のあるこどもについて、社会的な理解が進むよう、さまざまな機会を活用しながら広く周知・啓発を図ります。

(3)

労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために 必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

●仕事と子育ての両立支援に関する情報提供

仕事と生活の調和を推進するために、子育て家庭をはじめとする地域住民に対して、市の 広報誌での啓発を行います。さらに、保護者を対象とする講座、利用者支援事業などの相談・ 情報提供事業の機会を活用して、仕事と子育ての両立支援に関する情報提供に努めます。

●仕事と子育ての両立に関する事業所等への啓発

仕事と生活の調和を実現するために働き方を見直し、仕事と子育ての両立が可能となるよう、県や市内の事業所等と連携しながら、雇用環境の基盤整備に努めます。さらに、仕事と生活の調査を推進するために、子育て支援に取り組む企業や民間団体の事例を収集し、その情報の提供に努めます。

●多様な働き方に対応できる子育て支援の充実

放課後児童クラブをはじめ、地域子ども・子育て支援事業の充実を図ることで、多様な働き方に対応できるような子育て支援施策に取り組みます。

(4)》子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携

●子育て相談機関ネットワーク会議による子育て相談関係団体相互の連携

こども家庭センターが中心となり、地域において子育てに関わる相談支援を実施している団体と連携し、子育て相談機関ネットワーク会議を年1回以上開催します。子育て支援に関する情報や子育て世帯ニーズを共有し、各団体の連携・協働体制を深めるとともに、それぞれの立場での支援の在り方の見直しや支援の機能の向上を図ります。あわせて、地域の課題解消に向け、具体的な取組を行います。

構成機関

- 1. 大和私立幼稚園協会
- 2. 主任児童委員
- 3. 地域育児センター事業を運営している保育園
- 4. 子育てに関わる相談支援事務受託法人
- 5. ファミリーサポートセンター受託法人
- 6. 子育てに関わる相談支援事務主管課
- 7. 地域育児センター事業を運営している各保育園の主管課
- 8. 保育コンシェルジュ事務主管課
- 9. 母子保健主管課
- 10. 家庭児童相談主管課
- 11. その他問題解決に必要と事務局が認めた機関

●地域子育で連絡会による子育でに関わる関係機関相互の連携

公立保育所が実施する地域育児センター事業の一環として、地域の子育て家庭における育児 不安の解消及び児童虐待の未然防止を図るため、子育てに関わる事業を実施している団体と連携し、市内7つの地域毎に地域子育て連絡会を開催します。各地域において、年2~3回の情報交換会及び年2回程度の育児講座を実施します。

構成機関

- 1. 主任児童委員
- 2. 自主サークルの代表者
- 3. 地域担当のすくすく子育て課保健師・栄養士・家庭こども相談員
- 4. 子育て支援センター職員
- 5. 地域育児センター職員(保育園の園長・副園長・子育て支援担当)
- 6. その他関係課